

令和4年度第3回春日井市地域自立支援協議会議事録

- 1 開催日時 令和5年3月20日(火) 午後2時～4時
- 2 開催場所 総合福祉センター 小ホール
- 3 出席者

【会長】

田代 波広 (総合相談支援センター 地域アドバイザー代理)

【職務代理者】

牧瀬 英幹 (中部大学)

【委員】

水野 裕也 (相談支援事業所 こんぱす)

足立 智成 (障害者支援施設 夢の家)

浅野 京子 (春日井こども発達支援センターてくてく)

竹内 達生 (春日井市医師会)

八澤 佳子 (春日井保健所)

坂田 未鈴 (神領小学校、春日井市特別支援教育研究会)

高木 敏行 (春日井公共職業安定所)

服部 浩子 (春日井市手をつなぐ育成会)

三輪 裕子 (春日井市肢体不自由児・者父母の会)

渡邊 正樹 (春日井市社会福祉協議会)

三浦 嘉丈 (春日井市地域包括支援センター 藤山台・岩成台)

鈴木 俊光 (民生委員児童委員)

【欠席】

沢田 泉美 (春日台特別支援学校)

【障がい者生活支援センター】(オブザーバー)

鈴木 康仁 (地域アドバイザー)

高村 里沙 (基幹相談支援センターしゃきょう)

住岡 亜美 (障がい者生活支援センターあつとわん)

長尾 亜希子 (春日苑障がい者生活支援センター)

的場 優 (障がい者生活支援センターかすがい)

佐藤 優子（障がい者生活支援センター JHN まある）

【傍聴】 8名

【事務局】

神戸 洋史（健康福祉部長）

中山 一徳（障がい福祉課長）

清水 栄司（障がい福祉課長補佐）

示野 大介（障がい福祉課認定給付担当主査）

西尾 直人（障がい福祉課障がい福祉担当主査）

金野 貴成（障がい福祉課主任）

林 孝安（基幹相談支援センターしゃきょう）

矢野 由季子（基幹相談支援センターしゃきょう）

4 議題

- (1) 障がい者生活支援センターの活動報告について
- (2) 連絡会及び部会の報告について
- (3) その他

5 会議資料

- 資料1 障がい者生活支援センター集計
- 資料2 相談に関する報告
- 資料3 障がい者生活支援センター連絡会の報告
- 資料4 当事者団体連絡会の報告
- 資料5 医療的ケア児等支援部会の報告
- 資料6 運営会議の報告
- 資料7 地域生活支援拠点等の報告
- 資料8 障がい者虐待の通報・届出状況について
- 資料9 令和4年度第3回春日井市地域自立支援協議会に係る事前質問等
- 資料10 ボランティアについて

6 議事内容

議事に先立ち、会議は公開とし、議事録は要点筆記とすることを確認した。

◆議題1 「障がい者生活支援センターの活動報告について」

(障がい者生活支援センターあっとわん 住岡相談員)

資料1及び資料2-1～5に基づく報告

(障がい者生活支援センター集計及び相談に関する報告)

(田代会長)

高木委員から感想がありましたので、高木委員より詳しくご紹介をお願いします。

(高木委員)

会議資料を拝見し、支援センターの相談員はさまざまな苦勞をしていると感じました。ハローワークにおける相談は多くはないのですが、ハローワークだけでは何ともならない相談もあります。そのような場合、他機関との連携を深めることで、本人にとって必要な手続きをどのように進めていくかなど、相談に対応することができておりますので感想とさせていただきます。

(田代会長)

ありがとうございます。春日苑からデジタル化、マイナポイントなどの相談等もあったようです。春日苑から補足はありますか。

(春日苑障がい者生活支援センター 長尾相談員)

デジタル弱者と呼ばれる方の相談があります。

例えば、難病で手の指が拘縮し動かしにくい方、途中で視覚障がいになった方、身寄りのいない一人暮らしの知的障がいの方などは、機器の操作などの理解が難しいです。

また、生活保護や低所得の方は、スマートフォンなどを所有していないこともあり、電気、ガスなどの簡単な変更の手続きでも、電話をかけると、自動音声案内になってしまう

ため、最後まで対処しきれないことがあります。

本人たちとしては、オペレーターに繋がれば何とか相談できますが、例えば有料となるサービス利用明細の郵送を止めたくても、インターネットからしか手続きができないため、対応できないということがありました。

(田代会長)

インターネットが普及している一方で、障がい者の中には、デジタル弱者と言われるような、機器の操作や理解が苦手な方がいる。そのような方が、社会参加できないことや、生活が立ち行かなくなることがないように、相談員の支援が必要だと感じます。

また、インターネットの情報が誤っていることもあると思いますので、相談できる人、一緒に検討できる人が、地域の中で必要であり、そのような社会にしていく必要があると感じました。

次に、資料2-2について、牧瀬委員からの質問です。

『「入所中児童の卒業後の居所」について、すぐに問題を解決することは難しいと予想されますが、解決に向けての今後の見通しに関して』ということで、かすがいとあつとわんから回答をお願いします。

(障がい者生活支援センターかすがい 的場相談員)

今年度対応したケースについては、概ね落ち着いたケースが多いと感じましたが、引き続き、継続的にケースが挙がってくると思われ、スムーズな移行調整の根本的な解決策はありません。

現状としては、周りに影響を及ぼす方の移行調整が難しく、新しい入所先とのミスマッチ(本人の心身状況と入所先が合わず、別の施設への移行を検討する必要があること)が起きてしまうことがあります。

(障がい者生活支援センターあつとわん 住岡相談員)

同様に行動障がいの強い方の移行先を見つけることが難しいです。

県が行う新たな協議の場に期待をしているところです。

(田代会長)

春日井市では、今年度対応したケースについては何とか移行ができたという報告ですが、今後も対応すべきケースが挙がってくるのが予想され、スライドのとおり、移行が難しい方の居所がなかなか決まらない状況です。

措置が切れ、契約入所となった際に、施設とのミスマッチが発生し、新たな施設での生活ができなくなるケースがいくつか今年度も出てきたので、この大きく2点が課題として考えられます。

事務局から「協議の場」についてご説明をお願いします。

(事務局)

移行調整がなかなかスムーズにいかない課題について、原因の1つとして考えられるのが、実施主体や行政責任が明確になっていないことが挙げられております。そのため、国においてスムーズな移行調整を図るための手引きが作成されております。

愛知県に、この手引きによる対応をどのように進めていくか確認したところ、来年度から実行したいとの回答を確認しております。

手引きの中身としましては、関係機関である愛知県、各市町村、児童相談所、児童福祉施設、相談支援事業所、それぞれの役割が明記をされており、愛知県を中心とした各関係機関との「協議の場」を設置し、各自治体に、関係者を集めて、対象となる児童の情報共有をしていくこととなります。

現状としては、高校3年生になってから調整を行うことがありますが、この手引きでは、中学3年生頃から今後の方針を検討するための情報共有をする予定となっております。

このような協議の場を活用することで、スムーズな移行調整になることを期待します。

(田代会長)

協議の場というものが新たに始まり、関係者間でスムーズな移行ができるとよいと思いました。

ただし、措置から外れる際には、どのような支援が本人にとって最善なのか考えることが必要になると思います。

この課題はこれからも挙がってくると思いますので、委員の皆様も一緒に考えていただけると助かります。

続いて、資料2-5におけるしゃきょうからの地域課題になります。

「公的サービスでは充足できないニーズに対し、インフォーマルな資源が不足していると感じている。特に、日中の居場所や地域貢献の場、地域住民との交流の機会など、地域住民の一員としての役割を持ちながら社会参加が行えるような、社会資源の「質と量の充実」が求められる。」

こちら第2回の協議会でも挙げておりますが、インフォーマル支援の充実について、その経過について簡単にご説明ください。

(基幹相談支援センターしゃきょう 高村相談員)

現状として、高齢者に対する支援は、住民主体サービスを中心として広がってきているように感じますが、障がい者に対しては、やはり我が事としては捉えにくいということもあり、活動が進まない状況が引き続きあります。

よって、まずはインフォーマルサービスの担い手である市民に対して現状を説明し、問題意識を少しでも持つことで、そこから問題解決に対する組織化を図っていく長期的プロセスが始まると感じています。

また、継続した支援ができるよう制度として整える必要も出てくると思います。

(田代会長)

公的なサービスや支援だけでは解決できない隙間の課題については、本人の障がい特性や、生活に応じて必要なものが公的サービス以外では見つからず、また助けてくれる人も少ないため、委員の皆様も地域の中でいろいろ考えていただきたい。

例えば、地域で活用していることや、成功事例などを挙げていただきながら取り組んでいくのが大切かと思います。

渡辺委員から、ボランティアセンターの説明をお願いします。

(渡辺委員)

ボランティアは、インフォーマルサービスの代表的なものだと思います。

私は春日井市社会福祉協議会で3年ほどボランティア担当をしていますが、今年の6月には傾聴ボランティア養成講座を開催しました。

経緯としては、新型コロナの影響で、通っていたデイサービスが休みとなったことで、行き先がなくなり、話し相手がいなくなってしまったことから、介護サービス事業所、地域包括支援センターを通じて、ボランティアセンターにニーズが寄せられました。

また、養成講座の開催に際しては、活動の強制はできない自由意思のボランティアのため、参加者の意識を伸ばしながらその一歩先の活動につなげることができるよう、ボランティアグループと創意工夫し、結果30人ほどの受講者の内10人ほどがすぐに活動を始めてくれました。

ボランティアに来てほしい、ボランティアをしたいという双方のニーズのキャッチ、見極めが大切だと感じました。

また、車椅子ユーザーにお手伝いをする車椅子ボランティアがあり、小・中学校の福祉体験学習も行っています。

車椅子体験以外に、障がい者の普段の生活や、何に困り、どのような手助けがあれば普通に生活が送ることができるかを当事者から直接伝えてもらうことで、生徒のより深い理解に繋がり、そして当事者も伝える機会があるということで、非常に好評です。

そのような成功例もあるため、市民活動支援センターと共同で大人のボランティアスクールという講座を行っています。そこでは車椅子体験やボランティアを体験するだけでなく、障がい者、高齢者の特性を理解した上で、ボランティア活動へ入っていただきます。

印象的なインフォーマルサービスとして、にこにこヘルプサービスがあります。

ボランティアからスタートし、制度に繋がった素晴らしい事例です。

このサービスは、介護保険に当てはまらない方を主な対象とするヘルパー事業ですが、もともとは、平成初期に市内のボランティアによる、家族介護が大変な家庭への家事支援が始まりでした。

そのうちに身体介護のニーズが高まり、また活動範囲が全市的に広がり、ボランティアの域を超えるものとなったことから、市の正式なサービスとして、「にこにこヘルプサービス」となりました。

市民が感じている隙間的なニーズを吸い上げて活動していくことで、活動が大きくなり、ボランティアでは支えきれない時に事業化に繋がりました。にこにこヘルプサービス事業

は、当時、全国から視察が来たと話を聞いています。

(田代会長)

ボランティアの成り立ちは、ニーズの把握から始まるように感じます。どのような行動をしていくのかは、今後も様々な養成講座やボランティア活動をされると思いますが、ただ講座を開くだけが終わりではないということが分かりました。

私が印象に残ったのが、兄弟の関係で、幼稚園や保育園に送迎できない保護者や、保護者自身が難病で、必要な介助をしてあげられないといった、本当はもっとあると思いますが、公的なものだけではなく、支え合いながら行動しないと解決できないようなことが事例として積み上がってきています。

これをどう解決へとつなげていくのかは、難しい問題だと思いますが、公的な資源では得ることができないものは、皆で考えていくことが必要ですので、引き続き協議会としては皆様を知っていただく、届けていくために提案していきたいと思います。

牧瀬委員からご意見ありますか。

(牧瀬委員)

どのようなニーズがあるのかしっかりと見ていながら解決策を探していくと同時に、制度的なサポートにつなげていく動きを市全体で行っていくことが大切であると思いますので、お気付きの点がありましたら、是非教えていただきますようお願いいたします。

(田代会長)

続きまして、浅野委員からいただいた内容についてです。

本人のニーズが曖昧で分かりづらい、周りが困っていても本人は困り感を持っていない、本人が支援の必要性を認めずサービス利用を拒否するといった点が、各支援センターの困りごととして共通していました。

浅野委員からも、相談支援事業所だけではなくて、重層的支援体制の中で誰かと繋がり、社会生活を送ってけるとよいとのご意見をいただいております。

こちらの点について、私の視点をお聞きいただきたいと思います。

例えば、ゴミ屋敷というキーワードが出てきましたが、ゴミ屋敷とは本人ではない人が

言うだけで、本人はゴミ屋敷とは思っていない可能性があり、たとえゴミ屋敷と思っていたとしても、好きでゴミ屋敷になった訳ではないと理解する必要があると思います。

本人、ご家族ともサービスの拒否をする。本人だけでなくご家族も拒否することは、何かのきっかけ、原因があったと思います。どこかでは必ず困っていただろうし、誰にも相談できなかった。

もし、そのような状況になるまでに誰かが何か少しでも一緒に解決する事ができたなら、また社会参加できたのかもしれないし、ごみを片付けることができたのかもしれない。

しかし、ゴミ屋敷になってしまう状況まで行き着いてしまうと、本人も家族も周囲を信じていけない状況になり、これが常態化してしまったことが現状だと思います。

仮にそのような経緯があり、長年そのような生活をしていて、急に相談員からこんなサービスどうですかと伝えても、やはり変化していくことが怖いのかと思います。健全でなくとも、その生活ができていから変化することが怖い。だんだん見通しが持てなくなり、考えられないような状況になると、持っていた力が奪われていき、本人や家族にとっても非常に辛い状況になると思います。

やはり何かの介入が遅くて、そうするしかない生活が続いていけば、我々には信じられない生活となるだけのことで、サービスを拒否する、繋がらないのは当然だなと考えることも大事ななと思います。

拒否し続けられても聞いていくこと、関係を途切れさせないことといった、丁寧な支援を続けていき、少しずつ信頼を得て関係性を築くことが大事になると思います。

本人に困り感がないことが不思議に思うこともありますが、そのような経緯も考えられますので、今後も取り組んでいただきたいと感じました。

この状況について浅野委員いかがでしょうか。

(浅野委員)

解決することはまだ先かもしれないですが、このような事例が支援者と繋がり、この協議に挙がってくることが非常に貴重なことだと思います。

また、当事者の話を聞くことで周囲の方とのずれ感を大きくしないように支援者が把握するような状況を構築することがいいことだと感じました。

(田代会長)

続きまして同じく浅野委員からのご意見です。

保育園に変わる預け先を探しているとは、具体的にどのような理由、状況なのでしょう
か。預け先が見つかったのでしょうか。あっとわんから回答をお願いします。

(障がい者生活支援センターあっとわん 住岡相談員)

保護者が育休から仕事に復帰するため、保育園の申し込みをしたケースです。保育園に
は看護師が配置されており、医療的ケアに対応することができ、入園の決定も出ている状
況でした。

しかし、健常な児童と一緒に集団保育をすることによる感染症に不安があったため、入
園はしませんでした。

その代わりとして、児童発達支援事業所を探されて、市外の施設を利用することとなり
ました。

(田代会長)

服部委員、いかがでしょうか。

(服部委員)

母親の働き方はどのような状況なのでしょう。

(障がい者生活支援センターあっとわん 住岡相談員)

働き方を工夫することで、送迎等の時間を調整できていると考えています。

(田代会長)

保護者も何とか工面して、働き方を変えることで生活が成り立っているようですし、保
育園への入園も可能な環境ですので、支援がある状況かと思います。

続きまして、学校における酸素ポンベの交換が必要となる事例について、現状では保護
者しか酸素ポンベの交換ができないため困っているとの記載がありました。学校とは地域
の小・中学校ですが、教員は交換で対応できるようになったのでしょうか。

(障がい者生活支援センターあっとわん 住岡相談員)

地域の小学校の事例で、対象のお子さんは発達がゆっくりであるため、酸素ポンベの交換を自身で行うことは難しいです。今、基本的には保護者が対応し、時々祖父にもご協力をいただいている。

教員が酸素ポンベを交換することについては、法律もあるため、話し合いながら解決策を見つけていきたいと考えています。

(三輪委員)

県立の特別支援学校では、看護師に交換してもらっていると聞いていたので、どの学校での話なのかと思いました。

地域の学校においては、看護師の配置や訪問看護の利用は難しいのでしょうか。

(障がい者生活支援センターあっとわん 住岡相談員)

医療の訪問看護は基本的に在宅における支援ですので、学校への派遣ができません。

また、個人契約による対応も考えられますが、毎日のことであるため、費用面で難しいと思われる。

(田代会長)

医療的ケア児に係る支援法が令和3年6月に施行されました。また、文科省が作成した小学校等における医療的ケア児への支援に係る資料があります。

そこには、教育委員会は自ら雇用した看護師等を小学校等に配置するだけでなく、医療機関や訪問看護ステーションなどに、看護師等の派遣を委託することも考えられると記載されています。

実際、豊橋市のように、登録された訪問看護ステーションから学校へ派遣される仕組みが作られている市町村があることから、春日井市においても仕組みがあってもよいと思いますが、その資源が少ない、対応ができない場合は、助け合いの仕組みが大切となります。

(三輪委員)

協力してくれる訪問看護を保護者が探し、費用も負担するというのであれば、教育委員会へお願いをすれば利用可能でしょうか。

(障がい者生活支援センターあっとわん 住岡相談員)

学校と保護者と訪問看護の3者で合意ができれば、利用できるのではと思っています。

(田代会長)

学校と保護者が話し合って、訪問看護派遣を実現した事例が今後も出てくると思います。

(田代会長)

議題2の方に移らせていただきます。

連絡会及び部会報告について。

(障がい者生活支援センターあっとわん 住岡相談員)

資料3に基づき報告 (障がい者生活支援センター連絡会)

(服部委員)

資料4に基づき報告 (当事者団体連絡会)

(医療的ケア児等支援部会 住岡部会長)

資料5に基づき報告 (医療的ケア児等支援部会)

(事務局)

資料6に基づき報告 (運営会議)

(田代会長)

三輪委員より「医療的ケアが必要な人を福祉で対応するには資源がなさすぎる」とご意見をいただいておりますが、第2回の協議会でも当事者団体連絡会から報告がありましたが、レスパイト入院について事務局から回答をお願いします。

(事務局)

この新型コロナの影響で、今まで可能であった病院が受け入れできなくなり、家族の負担が大きくなっています。

医療的ケア児等支援部会としては、医療機関がどのような対応をされているのか把握するため、アンケートの実施を進めています。

対象は、市内の病床を持つ医療機関と市外の大病院を予定しており、春日井市医師会と協議しながら進めます。

(田代会長)

アンケートに踏み切ろうということで事務局のお話がありました。

三浦委員からアンケートについてご意見はありますか。

(三浦委員)

各医療機関の考え方を知る上では、必要なことですが、アンケート結果をどのように活用し、つなげていくのが重要だと思います。

(田代会長)

議題3へ進んでいきたいと思います。

(事務局、障がい者生活支援センターかすがい 的場相談員)

資料7に基づき報告（地域生活支援拠点等の報告）

(事務局)

資料8に基づき報告

(坂田委員)

虐待の件数について、認定をされなかったケースが存在していますが、そういったものを見逃してよいのか、今後につながるような案件も存在していると思います。

児童分野であれば、事案が発生した場合には、3か月の間、学校での見守り等の対応をしています。

(田代会長)

この件で事務局から説明は何かありますか。

(事務局)

虐待に関しては、通報を受けますと、関係者への聞き取り等を行い、虐待に当たる行為があったか判断をしています。

虐待に当たらなくても、今後何らかの注意を要する案件や不適切な事案に関しましては、例えば相談員に引き続き、注視するようお願いをしています。

また、施設内での、案件につきましては、虐待までは認定されなくても、改善報告書の提出を求めています。

しかし、児童相談所に相当する専門的に対応する機関が、障がいの分野においては、整理が不十分ですので、同じようなフォローは難しいかと思いますが、調査して終わりということではなく、その後の必要な見守り等対応をしております。

(田代会長)

見逃して0件というわけではない点等をご説明いただきました。

施設側として、足立委員いかがでしょうか。

(足立委員)

虐待防止法が施行され、虐待防止委員会や研修の義務付けも示されております。ただし、研修をしたから、委員会を設けたから、大丈夫ではありません。

年間60名ぐらいの来所される実習生の方々に、不適切なケアを見たら、遠慮なく通報することも、あなたたちの仕事だということを伝えています。

また、入所者にもご理解をいただく必要があり、例えばナースコールの回数が多ければ、職員が対応に追われてしまうため、他の入所者への対応が遅れてしまうことがあります。

(水野委員)

虐待の通報件数は少ないと感じます。

原因の一つとして、通報者のその後の居心地の悪さや辞職に追い込まれるといった印象が通報の妨げになっているのではないかと感じますので、その後の仕事に支障のない環境

等通報者への十分な保護が重要だと思います。

(田代会長)

このような法律には通報者が不利になってはならないというものが必ずあります。

今後も、皆さんと何度も話し合うことが必要だと思いますので、また勉強していきたい
と思います。

(鈴木地域アドバイザー)

3点申し上げます。

1つ目が、福祉人材の育成です。給料の安い福祉職になかなか人材が集まらない状況で、
逆に離職してしまう悲しいケースも多々ある。

そのために、実習生を多く受け入れることです。学生はちゃんと見ているので、福祉の
楽しさ、すばらしさを本気で伝えることで目を向けてもらうきっかけとなります。

2つ目が、相談員の増についてです。プランになっていないセルフプランで対応してい
る状況ではいけない。相談員を増やす必要がある。

例えば、1人事業所が複数集まり協力し合うことで、報酬に加算がつく。またスキルア
ップにもつながる。このような相談員が安心して事業所を立ち上げる環境を作らなくては
ならない。

3つ目が、虐待についてです。障がい者だけではなく、児童等も含めた幅広い情報収集
をしたほうが良いと思います。

各委員にその他意見がないことを確認し、閉会した。

令和5年7月12日

会 長 田 代 波 広

職務代理者 牧 瀬 秀 幹